



主婦にだってできた！
税金を安くできる
世界一カンタンな方法

平成23年度確定申告対応版

風花 著
監修税理士 大上敏幸

はじめに

みなさん。税金って高いと思いませんか？

それなのに政府は「このままでは日本は破産するので税金を上げる」と言ってますよね。

平成23年には年少扶養控除、特定扶養控除の一部が廃止。手取り収入が減りました。

平成24年から住民税が上がります。

平成25年から東日本大震災復興のための所得税増税が始まります。

平成26年から住民税も上がります。

先送りされたけれども、配偶者控除の廃止も時間の問題。

そして消費税の増税。早ければ平成27年からはじまって最終的には10%以上に。

「増税分だけ稼げばいい」……そう思う人も多んじゃないかと思いますが。

所得税や住民税は「稼げば稼ぐほどたくさん取られる税金」です。

しかも、たくさん稼げば稼ぐほど、課税所得（所得税が課税される部分の収入）と連動している国民健康保険や保育料や公営住宅の家賃、その他いろんなものが値上がりします。

どうしよう！

このままじゃ、私たちどんどんビンボーになっていく！

大丈夫。普通の人でも今より稼いで今より税金を安くできます。

方法はすごく簡単。

これからその方法をご紹介しますいきましょう。

1 ライター兼介護主婦のふうかさん

1 ライター兼介護主婦のふうかさん

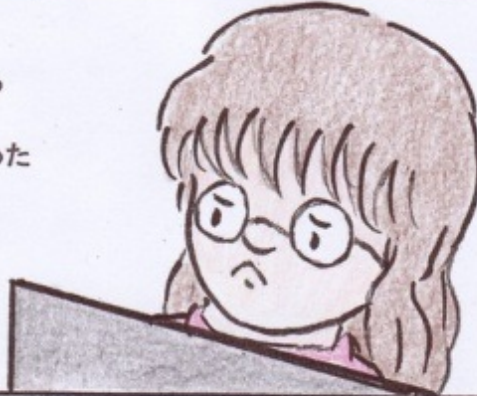


ふうかさんは
主婦兼ライターです
ふだんは事務の仕事を
しています

人工透析のお姑さんを
ひきとったのを機会に
在宅のライターの仕事を
はじめました。
お姑さんの体が悪くなったら
事務の仕事を続けられないからです。



ライターの仕事なら
家でできるし
もともとやりたかった
仕事だけど



大丈夫かなあ 私
この先やっていけるのかなあ



2 ネットショップオーナー兼子育て主婦のくもいさん

くもいさんには5歳の娘と3歳の息子がいます



ふだんは派遣で試食販売の仕事をしています



雑貨と国産コーヒー豆の
ネットショップを
はじめてみたものの
子供の教育費はかさむ

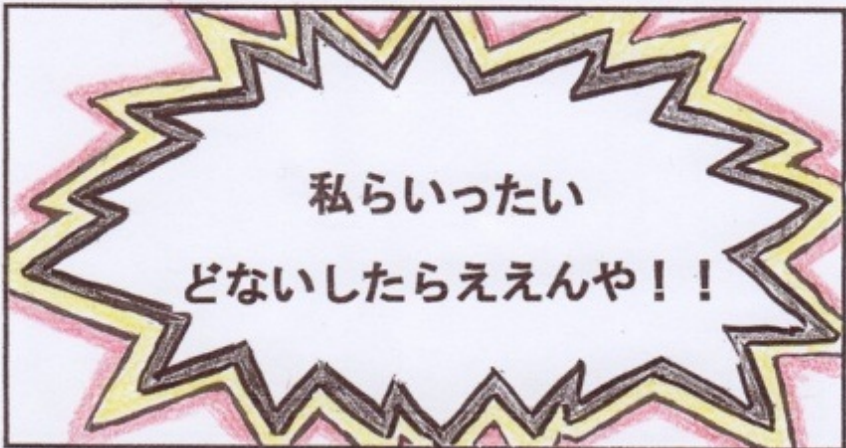


この先こんなんでも
やっていけるんやろか...



3 私ら税金払うために生きてるんじゃないで！

3 私ら税金払うために生きてるんやないで！！



コラム： ガーン！もう増税は始まっているんや

子ども手当がもらえるようになって「収入アップ！」と喜んでいる、そこのあなた。
あなたの年収は、もうダウンしているかも。

子ども手当がもらえるのと引き換えに、16歳未満の子どもがいると税金が安くなる「年少扶養控除（38万円）」が廃止されたんですよ。

しかも「公立高校無償化」の財源のための特定扶養控除（16歳以上19歳未満の子供の扶養控除）の上乗せ分25万円が廃止されたし。

これは大変なことなんですよ。

所得税の基本的な計算は（総所得－所得控除）×税率です。

例えば総所得が10000円、所得控除が3000円、税率が10%だとして、所得控除が1000円減ったとしましょう。

最初は（10000円－3000円）×10%＝700円 税金が700円。

それが（10000円－2000円）×10%＝800円 税金が800円に。

平成23年1月分の給与から差し引かれる源泉所得税から適用されてます。

つまり、今年から、お子さんがいる家庭の手取り収入が減ってしまってるわけです。

平成24年6月からは年少扶養控除の住民税33万の控除もなくなります。

ますます手取り収入が減ってしまうんです。

それなのに、東日本大震災の復興のために、所得税を平成25年1月から25年間、納税額の2・1%を上乗せして、個人住民税を26年6月から10年間、年1千円上乗せする法律『復興財源確保法案』が可決されました。

その上、まだ時期がわからないけど、野田首相が消費税が10%に上げることを国際公約してたし。

ちなみに控除が廃止されると、税金が増えるだけじゃなくて、いろんなものが値上がりします。

自治体の公的サービスは、課税所得を基準に決められているものが多いんです。

「ALL ABOUT・貯蓄」サイトによると、扶養控除廃止で影響が出る公的サービスは…
…保育料、幼稚園就園奨励費補助、高等学校等就学支援金、奨学金、国民健康保険料、国民年金
保険料の減免基準、公営住宅の入居条件や家賃の補助など……全部で41種類。

特に保育料が値上がりしたり、奨学金が減ったり、国民健康保険料が上がったり、市営住宅の
家賃が上がったりするって辛いですよ。

子育て家庭のみなさん、そんなこと思いつきもしないんじゃないでしょうか。

怖い時代になりましたね。

それでも、私たちはがんばって生きていかなきゃ。

4 簿記講師 ゆき登場！！



コラム： 「控除」が増えると税金が安くなるんや

まず、所得税の計算をおさらいしてみましょう。

総収入－かかった経費＝所得金額

課税所得（所得金額－所得控除）×税率－税額控除＝所得税

控除には税率をかける前に差し引いてくれる「所得控除」と、計算した税額から差し引いてくれる「税額控除」があります。

平成23年度の時点で、「所得控除」は15種類、「税額控除」は8種類。

税務署に届け出たら、意外とそれぞれの事情で税金が安くなるんですよ。

まずは「所得控除」をご紹介します。

1. **雑損控除**（損失額－総所得金額×10%か、災害関連支出の金額－5万円のどちらか高い方）

地震や水害で家や家具が壊れた人が対象。被害が出た証拠書類が必要です。

2. **医療費控除**（医療費の合計－保険で補填された金額－（合計所得金額の5%か10万円、いずれか低い方）

病院の領収書や薬局で買った薬のレシート、通院の交通費、あらゆる医療費関係のレシートは集めて申告しましょう。

3. **社会保険料控除**（その年の社会保険料全額）

国民健保、国民年金、介護保険料などを自分で払った自営業の人が対象。

4. **小規模企業共済等掛金控除**（掛け金の全額）

5. **生命保険料控除**（最高額10万円）

サラリーマンにもおなじみの控除。年末調整の時に会社が手続きしてくれるもので保険料払込証明書が必要。自営業の人は確定申告の時に控除されます。

6. **地震保険料控除**（最高額5万円）

7. **寄附金控除**（寄付金の合計か、総所得金額の40%の低い方の金額から2000円引いた額）

8. **障害者控除**（障害者一人あたり27万円・特別障害者一人あたり40万円）

9. **寡婦控除**（最高額35万円）

ご主人を亡くした奥さんは税金が安くなります。（年齢・所得制限あり）

10. **寡夫控除**（最高額27万円）

所得制限がありますが、奥さんを亡くして小さい子供がいる男性は税金が安くなります。（所得制限あり）

11. 勤労学生控除（最高額27万円）

アルバイトしながら勉強する学生は税金が安くなります。（所得制限あり）

12. 基礎控除（38万円）

日本国民は一人当たり38万円、最初から税金が控除されています。手続きは不要です

13. 配偶者控除（最高38万円）

収入のない奥さんを扶養する人は税金が安くなります。でも、奥さんの合計所得金額が38万円（年間給与収入103万円）以下でないと、この控除は受けられません。

14. 配偶者特別控除（最高額38万円）

合計所得金額38万円（年間給与収入103万円）超76万円（年間給与収入141万円）未満の奥さんがいる人が対象。

15. 扶養控除（最高額63万円）

子供や老人を養っている人の税金は安くなります。

サラリーマンの方でも、会社に届ければ天引きされている税金が安くなるものがあるので、思い当たるものがある方は、ぜひ手続きを。

コラム： 「税額控除」は政府の考え方で金額が変わるんや

「税額控除」は8種類、順番にご紹介していきますね。

1. **配当控除**（最高額は配当所得の10%）
2. **外国税額控除**（所得税額÷所得総額×国外所得総額）
外国で所得税を払った人が対象です。
3. **政党等寄附金特別控除**（寄付金－2000円×30%）
4. **(特定増改築等)住宅借入金等特別控除**（最高額年50万円）
いわゆる住宅ローン控除
5. **住宅耐震改修特別控除**（最高額20万円）
6. **住宅特定改修特別税額控除**（最高額300万円）
自宅にバリアフリーや省エネ改修工事をした人が対象。
7. **認定長期優良住宅新築等特別税額控除**（最高額年50万円）
長持ちで良質と国が認定した住宅を建てた人は税金が安くなります。
8. **電子証明書等特別控除**（1回のみ・5000円）

「税額控除」は期間限定のものもありますし、その時の政府の考え方によって控除額が違ってくるのでご注意ください。

コラム： パート主婦が103万以上稼ぐと、いくら損するんやろ？

「パートは103万円まで。配偶者控除がなくなるから」……これって何？

パートの収入は「給与所得」で、年収に所得税がかかる前に、給与所得控除の65万円と、基礎控除の38万円が差し引かれます。

所得税 = 給与 - (給与所得控除 + 基礎控除) × 税率

例えば給料が103万だったら

$103万 - (65万 + 38万 = 0) \times 税率 = 0$

主婦本人は所得税を取られません。

奥さんの年収が38万円以下なら、ご主人は配偶者控除が受けられます。

奥さんの収入が103万以下だったら、

$103万円 - 65万円 (給与所得控除額) = 38万円。$

ご主人も配偶者控除を受けられて、払う税金が少なくなります。

ご主人の会社に「配偶者特別控除」の届け出をしておけば、奥さんの年収が103万超えた時も「配偶者特別控除（最高額38万円、収入によって金額は変わります）」のおかげで、払う税金は少しですみます。

でも、会社によっては扶養手当が減ることもあるので、ご注意ください。

ところで、前から疑問に思ってたんですけど。

「主婦がパートで103万以上稼ぐと何円損するの？」

『連合 税・社会保険Q&A』に試算が載っています。

夫の年収が600万で主婦が年収100万だと、**世帯の所得税総額は15万4500円。**

主婦が年収130万を稼ぐと、**世帯の所得税総額は18万3500円。**

世帯の所得税の増加額は2万9000円。

世帯の総収入の増加額は $130万円 - 100万円 = 30万円$

差し引き27万1000円の増収???

意外に税金ってとられないんですね。

でも、年収130万円超えると、主婦は国民健康保険や国民年金保険料を自分で払うことになるので、そのところ、よく考えなきゃいけませんね。

コラム： 最高額65万！青色申告特別控除

所得税は

総収入－収入を得るのにかった経費＝所得金額

課税所得（所得金額－所得控除）×税率－税額控除＝所得税

そこで登場するのが「青色申告特別控除」。

所得控除や税額控除とは別の控除です。

「青色申告」の申請手続きをすると所得税の計算はこうなります。

総収入－収入を得るのにかった経費－青色申告特別控除＝所得金額

青色申告特別控除は最高65万。

所得税がすごく安くなってしまうわけです。

しかも、いろんなものを経費にできるから、所得金額そのものが安くなる。

さらに所得税が安くなります。

そうすると、所得税と連動している住民税、課税所得から計算されている国民健康保険料、保育料、市営住宅の家賃なども安くなるわけです。

青色申告できる人は、

1. 不動産所得のある人（家や土地を貸す大家さん）
2. 山林所得のある人（山を持っていて、そこに生えてる木を売る人）
3. 事業所得のある人

世の中の仕事のほとんどは「事業所得」ですが。

株の売買は「譲渡所得」です。

コラム： お得だらけやんか青色申告

ネットで仕事する人なら誰でも申請できる。

青色申告のメリットは7つ。

『家族従業員への給与が全額経費にできる！』

『家事関連費も条件付きで経費計上OK！』

『売上代金の未回収部分の一部を経費計上できる！（踏み倒された時税金が安い）』

『30万円未満の減価償却資産は一括経費にできる！』

『年末の在庫商品を時価で計上できる！（買った時よりも時価が下がったら、その損失を経費にできる）』

『最高65万円の特別控除がある！』

『今年の事業の損失を来年以降3年間繰越できる！（来年儲かっても税金が安い）』

主婦にとって魅力なのは、家で使う光熱費や通信費、パソコンや本や文房具や家具が経費にできることと、青色申告特別控除の65万控除ですね。

青色申告だと、いろいろなものを経費にできる特典がありますが、なぜ経費が多いと税金が安くなるんでしょう？

収入－経費＝所得金額

課税所得（所得金額－所得控除）×税率－税額控除＝所得税

でしたよね。

税金がかかるのは、売上から経費を差し引いて、残りのお金に対してです。

例えばAさんは、10000円の収入のために経費が3000円かかりました。

利益は7000円です。

でもBさんは15000円の収入で、経費が12000円かかってしまって、利益は3000円でした。

もし、税率が10%としたら、どちらの税金が安いでしょうか？

正解はBさんですね。

Aさんは7000円×10%で700円の税金。

Bさんは15000円で、Aさんより収入が5000円多いのに、3000円×10%で300円の税金。

儲けていても、（自分が使うものを含めて）経費がたくさん計上できれば、税金が安くなります。

もちろん、課税所得から計算されている住民税、国民健康保険料、保育費、公営住宅の家賃も安くなります。

たくさん稼いでいるのに、です。

青色申告すると、いろいろなものが経費で落とせるから、課税所得そのものが低くなるし、青色申告特別控除の65万がついてますから、儲かっても大丈夫です。

青色申告者になるには、開業して2ヶ月以内か、青色申告で確定申告をしたい年の3月15日までに税務署に届け出ておかないといけません。

手続きは超簡単。

ネットで書類をダウンロードして郵送するだけでOK。

コラム： 青色申告じゃない人（白色申告者）って、すごく損してるんやで

個人の確定申告には3種類あります。

青色申告が2種類。

現金出納帳、売掛帳、経費帳、総勘定元帳、仕訳帳などをつける複式帳簿（控除額最高65万）

現金出納帳、売掛帳だけをつける簡易帳簿（控除額最高10万）

それから、もうひとつ、確定申告には「白色申告」があります。

「私、青色申告の申請した記憶がない」という人は全員白色申告の人です。

控除額は0円だし、税務署が何度でも税務調査に来るかも！

その点、税務署はきちんと帳簿をつける青色申告者を信用しているから、最高65万の控除があるんです。

さて、控除額0円の白色申告の人って、どのくらい損をしてるんでしょうか。

私がお世話になってる会計ソフト『やよいの青色申告』のメーカー、弥生株式会社の岡本社長のブログに具体的な試算例があります。

年収300万の横浜市在住の人をモデルにした試算で、青色申告・複式簿記にすると所得税や住民税、国民健康保険が合計15万6千円安くなるそうです。

青色申告・簡易簿記だったら、安くなるのは合計2万7千円。

複式簿記・青色申告にすると 収入100万円の人で9万4千円。

収入200万円の人では14万4千円。

所得税や住民税や国民健康保険が安くなるそうです。

ちなみに白色申告者は、税金は1円も安くなりません。

まだ青色申告してない人は、すごく損してます。

白色申告のメリットがあるとすれば、「帳簿をつけなくていい」だけ。

これも年収300万円以上になると記帳する義務が出てくるので、このメリットも意味がないですね。

どうせ帳簿をつけるなら、堂々と税金が安くなる青色申告がお勧め。

今は、データをもれなく入力して、ボタン一つ押せば、会計ソフトが計算してくれて、決算書が自動的に印刷されて出てきます。

税金や国民健康保険料が安くなると、自分の自由に使える手取り収入が増えます。
しかも、簡単な手続きで、稼ぐより楽に手取り収入が増えるわけですから。

節税はしなきゃ損ですよ。

どうせなら、65万控除の複式簿記の青色申告に挑戦しませんか？

青色申告申請に必要な書類のダウンロード先

青色申告の手続きは簡単。

申請書をダウンロードして郵送するだけです。

[『個人事業の開廃業等届出書』](#)

[『所得税の青色申告承認申請書』](#)

『事業開始等申告書』（都道府県税事務所）大阪府在住の方は[こちら](#)。

都道府県ごとに様式が違うので、お近くの都道府県税事務所で提出方法をご確認ください。

開業と同時に家族を雇って給料を経費にしたい時は[『青色事業専従者給与に関する届出書』](#)

従業員の源泉所得税を天引きするための[『給与支払事務所等の開設・移転・廃止の届出書』](#)

従業員10人未満の事業所が所得税を年2回で納付できる特例制度[『源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書兼納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書』](#)

提出期限は開業後1ヶ月以内です。

税務署受付印

1 0 4 0



個人事業の開業・廃業等届出書

納税地	住所・居所・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。)		
大淀 税務署長	大阪市北区中崎 〇-〇-〇 (TEL. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)		
上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は書いてください。 〒〇〇〇-〇〇〇〇 大阪市淀川区三津屋 〇-〇-〇 (TEL. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)		
氏名	クメイ ナツコ 雲居 花子	男・女 男 (印)	生年月日 大正 〇〇 年 〇 月 〇 日生 平成
職業	販売業	屋号	ココロ

個人事業の開業・廃業等について次のとおり届けます。

届出の区分 (該当する文字を○で囲んでください。)	<input checked="" type="checkbox"/> 開業 (事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を書いてください。) 住所 _____ 氏名 _____ <input type="checkbox"/> 事務所・事業所の (新設・増設・移転・廃止) <input type="checkbox"/> 廃業 (事由) (事業の引継ぎ (譲渡) による場合は、引き継いだ (譲渡した) 先の住所・氏名を書いてください。) 住所 _____ 氏名 _____				
開業・廃業等日	開業や廃業、事務所・事業所の新増設等のあった日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日				
事業所等を新増設、移転、廃止した場合	新増設、移転後の所在地	大阪市北区中崎 〇丁目 〇番 〇号 (電話) 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇			
	移転・廃止前の所在地				
廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合	設立法人名	代表者名			
	法人納税地	設立登記	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日		
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無			
	消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無			
事業の概要 (できるだけ具体的に書いてください。)	インターネットを使った国産コーヒー豆 エコロジー雑貨の販売				
給与等の支払の状況	区分	従事員数	給与の定め方	税額の有無	その他参考事項
	専従者	→ 1 人	月額	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
	使用人			有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
	計			有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	給与支払を開始する年月日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	

関与税理士
(TEL. - -)

税務署	整理番号	関係部門	A	B	C	D	E

ここでは雲居さんの姉を従業員で雇う形式
一丁で仕事をすると「給与等の支払の状況」
欄は空白で提出して下さい。

源紙交付	通信日付印の年月日	確認印
	年 ____ 月 ____ 日	

1月15日以前に開業した人はその年の3月15日
1月16日以降に開業した人は開業から2ヶ月以内が提出期限です。

税務署受付印

1 0 9 0



所得税の青色申告承認申請書

納税地 <u>大淀</u> 税務署長	住所地・居住地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。)		
	<u>大阪市北区中崎0-0-0</u> (TEL.00-0000-0000)		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は書いてください。		
	<u>7000-0000</u> <u>大阪市淀川区三津屋0-0-0</u> (TEL.00-0000-0000)		
氏名	<u>メイハコ</u> <u>雲居 花子</u>	生年月日	大正 <u>昭和</u> 0年0月9日生 平成
職業	<u>販売業</u>	店号	<u>ココロ</u> COCORO

平成__年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。

1 事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地 (事業所又は資産の異なるごとに書いてください。)

名称 COCORO 所在地 大阪市北区中崎0-0-0

名称 _____ 所在地 _____

2 所得の種類 (該当する事項を○で囲んでください。)

事業所得 ・ 不動産所得 ・ 山林所得

3 いままで青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無

(1) 有 (取消し・取りやめ) ____年__月__日 (2) 無

4 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 ____年__月__日

5 相続による事業承継の有無

(1) 有 相続開始年月日 ____年__月__日 被相続人の氏名 _____ (2) 無

6 その他参考事項

(1) 簿記方式 (青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを○で囲んでください。)

複式簿記・簡易簿記・その他 ()

(2) 備付帳簿名 (青色申告のため備付ける帳簿名を○で囲んでください。)

現金出納帳・売掛帳・買掛帳・経費帳・固定資産台帳・預金出納帳・手形記入帳
債権債務記入帳・総勘定元帳・仕訳帳・入金伝票・出金伝票・振替伝票・現金式簡易帳簿・その他

(3) その他 全部青色申告ソフトで出かできます
業種によっては買掛帳や固定資産台帳が不要な
場合があります。

関与税理士

(TEL - -)

税務署欄	整理番号	関係部門	A	B	C	D	E
通信日付印の年月日							確認印
年 月 日							

これは大阪府の例です。お住まいの都道府県によって様式が違います。
必ず都道府県税務所にご確認して下さい。

提出期限は開業後15日以内です。

開業・廃業申告書

徴収簿
番号

平成 22年 9月 1日

大阪府 **北区** 府税事務所長 様

住所 **大阪市北区中崎0-0-0**
フリガナ **クモイハサコ**
氏名 **雲居花子** ㊞
(電話 **0000** 局**0000** 番)

今般事業を**開始**・廃止しましたので、大阪府税条例第41条の11の規定により、次のとおり申告します。

事務所（事業所）の名称又は屋号	ココロ COCORO
事務所又は事業所の所在地及び本店支店の区分	本店
事業の種類	販売業
事業を 開始 〔廃止〕し、又は事務所若しくは事業所を設けた〔廃止した〕年月日	平成 22年 9月 1日
開業前の職業等	事業開始に係る事務所又は事業所の所在地の見取図
派遣社員	
廃業後の連絡先	

青色事業専従者給与に関する **届出書**
変更届出

大淀 税務署長

平成 22 年 9 月 1 日提出

納税地	住所・居住地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。) 大阪市北区中崎0-0-0 (TEL 00-0000-0000)		
上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は書いてください。 〒000-0000 大阪市淀川区三津屋2-0-0 (TEL 00-0000-0000)		
氏名	モイハナコ 雲居 花子	生年月日	大正昭和 00年0月0日生 平成
職業	販売業	店号	ココロ

平成 22 年 9 月以後の青色事業専従者給与の支給については次のとおり **定め** たので届けます。
変更することとした

1 青色事業専従者給与 (裏面の書きかたをお読みください。)

給与の予定額 実際の支払いは届出た金額以内ならOK

専従者の氏名	続柄	年齢 経年 年数	仕事の内容・ 従事の程度	資格等	給料		賞与		昇給の基準
					支給期	金額(月額)	支給期	支給の基準(金額)	
雲居幸子	姉	37歳 1年	一般事務 週20時間程度		月末	70000	12	50000	売上高上昇

2 その他参考事項 (他の職業の併有等)

3 変更理由 (変更届出書を提出する場合、その理由を具体的に書いてください。)

--	--

4 使用人の給与 (この欄は、この届出(変更)書の提出日の現況で書いてください。)

使用人の氏名	性別	年齢 経年 年数	仕事の内容・ 従事の程度	資格等	給料		賞与		昇給の基準
					支給期	金額(月額)	支給期	支給の基準(金額)	

※ 別に給与規程を定めているときは、その写しを添付してください。

関与税理士
(TEL - -)

税務署	整理番号	関係部門	A	B	C	D	E
署欄		連絡					

通信日付印の年月日	確認印
年 月 日	

1人で仕事をしている人は提出不要です。
開業後でも申請できます

(ストーリー 決算書では雲居さんは人を雇っていません
これはあくまでも申請書の書き方の例です)

開設
移転
廃止

給与支払事務所等の届出書

税務署受付印

※整理番号

平成 22年 9月 1日	給与支払事務所等	(フリガナ)	カズイ ハナコ
		名称	雲居花子
		所在地	〒000-0000 大阪市北区中崎0-0-0 電話(00)0000-0000
		(フリガナ)	カズイ ハナコ
大塚 税務署長殿		代表者氏名	雲居花子

所得税法第230条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

給与支払事務所等を開設・移転・廃止した年月日	平成 22年 9月 1日	屋号	COCORO
開設・廃止の内容	<input type="checkbox"/> 法人設立 <input checked="" type="checkbox"/> 開業 <input type="checkbox"/> 解散 <input type="checkbox"/> 廃業 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 法人成り <input type="checkbox"/> 支店開設 <input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 支店閉鎖	事務担当者の氏名及びその所属する係名
			雲居幸子
住所又は本店の所在地	大阪市北区中崎0-0-0	住所	電話() -
事業種目	販売業	(フリガナ)氏名	
給与支払を開始する年月日	平成 22年 9月 30日	移転前後の所在地	

従事員数及び給与支払の状況

区分	役員	事務職員	営業・工員	その他	計
従事員数	人	1人	人	人	1人
給与の定め方					
税額の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	

(その他参考事項)

税理士署名押印

(規格A4)

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	名簿等	用紙交付	通信日付印	年月日	確認印
---------	----	-----	------	----	-----	------	-------	-----	-----

21. 06改正 1人で仕事をやる人は提出不要です。(源0301)

(ストーリー・決算書では雲居さんは人を雇っていません。これはあくまでも申請書の書き方の例です)

従業員が10人以下の事業所はこの申請をすと
源泉所得税を毎2回にまとめて納めることができます。

「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」
兼 「納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」

税務署受付印 平成 22 年 9 月 1 日 大淀 税務署長殿		※整理番号	
		(フリガナ)	クモイ ハナコ
		名 称	雲居 花子
		所 在 地	〒000-0000 大阪市北区中崎0-0-0 電話 00 -0000 -0000
		(フリガナ)	クモイ ハナコ
		代 表 者 氏 名	雲居 花子 ㊞
1. 源泉所得税の納期の特例（所得税法第216条）についての承認を申請します。 2. また、この申請が認められた場合は、源泉所得税の納期限の特例（租税特別措置法第41条の6第1項）についても併せて適用を受けたいのでこの旨届け出ます。			
(注) 1 源泉所得税の納期の特例及び源泉所得税の納期限の特例については記載要領等をご覧ください。 2 1. 又は2. のいずれかの申請又は届出を行わない場合には、1. 又は2. のいずれかを抹消してください。			
申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受け る者の人員及び各月の支給金額 [外書は、臨時雇用者に係るもの]	月 区 分	支 給 人 員	支 給 額
	22年 8月	外 0 人	外 0 円
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円
1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細 2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日		開業前は誰も雇って いなかったのて支給人員も 支給額も0です。	

税 理 士 署 名 押 印	㊞
---------------	---

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力	名簿	通信日付印	年月日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	----	-------	-----	---------

(規格 A 4)

1人で仕事をすると人は提出不要です。

23. 06 改正 (ストーリー・決算書では雲居さんは人を雇っていません) (源1401-3)
これはあくまでも申請書の書き方例です。

5 申請通る

ゆきさんのアドバイスで2人は青色申告者に



申請書をネットでダウンロードして郵送するだけ

2カ月後…

執筆業で申請したら
承認もらえた
無料税理士記帳指導
受けてみようかしら



ようわからんけど
コーヒー豆と雑貨売る
ネットショップやから
販売業にしてみた



なんかわからんけど
これで来年から
税金も国保も保育料も
下がるらしい
大もうけや



コラム： 税理士無料記帳指導ってなんや？

青色申告の申請をすると税務署から「無料税理士記帳指導のご案内」が届きます。

これは初めて青色申告を申請した人に、税理士が無料で記帳指導してくれるもので、費用は税務署が負担しています。

つまりタダ！

ところで、みなさん、本屋で売ってる青色申告の本って難しくないですか？

青色申告は業種によって帳簿のつけ方が全然違います。

青色申告本は、自分の業種に関係のない、いろんな業種の記帳の仕方が載ってるから、読んでいてわけがわからないんです。

税理士記帳指導では、自分の業種に必要な会計ソフトの操作方法だけを、税理士が丁寧に教えてくれます。

しかも、無料！

利用しない手はないですよ。

ちなみに、私は経理で簿記2級だったので、3回の記帳指導で青色申告できるようになりましたけど。

簿記の知識がない人には、指導回数を増やして丁寧に教えてくれますから、「私、帳簿がわかんない」という人も安心です。

税務署から案内が来ない時は、お近くの税理士会か納税協会に問い合わせてください。

6 体育会系税理士 モト先生登場！！



無料試供版をダウンロードできる会計ソフトのリスト

主な青色申告ソフトはこちら。（値段は2011年12月現在）

弥生 [『やよいの青色申告12』](#)

売上NO.1 青色申告会推奨ソフト 10500円

ソリマチ [『みんなの青色申告13』](#)

納税協会推奨ソフト 解説本「かんたん青色申告」つき 9800円

ビズソフト [『ツカエル青色申告2012』](#)

オプションが選べる 確定申告用7770円

ミロク [『ミロクの簡単青色申告6』](#)

Excelと連動できる 10290円

PCA [『青色申告じまん2』](#)

データ二重入力ミスを防ぐ独自機能つき 26040円

学研 [『会計詩 青色申告11』](#)

解説書「青色申告早わかり」つき 4980円

ピクシス [『わくわく青色申告2』](#)

サポート・保守料無料 7980円

会計ソフトへデータ入力する前に、伝票やレシートなどの資料を全部用意しましょう。

入力する前に資料を支払先や種類別に分けて、日付順にクリップやホッチキスで留めておくと入力が楽です。

会計ソフトを起動させたら、最初に事業所設定しておきましょう。

ソフトによって多少違いますが、事業所名、業種（個人／一般または個人／不動産など。税務署に提出する申告書の書式が違います）、申告の種類（青色申告か白色申告か）、会計年度などですね。

この事業所データは、入力が全部終わって、決算書をプリントする時に自動的に印刷されて出てきます。

消費税の設定は……ほとんどの人は必要ありません。

消費税は基準期間と呼ばれる2年前の年間課税売上高が、1000万円以下なら免除されますから。

初年度で1000万円以上の売上があった人は、税理士に相談してください。

そうなってくると、青色申告より会社組織にした方が節税になります。

では税務署お勧め、65万円控除の複式簿記の青色申告の説明をしましょう。

会計ソフトがあれば簿記の知識はなくても大丈夫。

業種によって記帳の仕方が違いますが、まず、現金出納帳に「元入金（開業資金）」を設定しなければいけません。

開業したてで「仕事するパソコンとか文房具とか、家計費から買ったから、開業資金がわかんない」という人が多いと思いますが、とりあえずは、事業に使ったレシートを合算した金額を入力してください。

青色申告者（個人事業主）は、家計費と事業資金の境目がはっきりしていないことが多くて、それは税務署の方も承知してますから。

入力するうちに残高がマイナスになっても大丈夫。

会計ソフトは簡単に修正できます。

次に、銀行出納帳。銀行の預金通帳のデータを入力します。

私は開業する時に家計の口座とは別に事業用口座を作りました。

使っていない口座を一度0円にして、そこにお金を振り込んで事業に使うんです。

「自分がわかってさえいれば、最初は家計費の口座と事業用口座は同じものを使っていいです」と指導税理士は言っていました。

やっぱりややこしいので分けることをお勧めします。

領収書のデータを入力する時は、経理経験者は伝票入力画面を、初心者は家計簿感覚で入力できる帳簿入力画面を使うと入力しやすいです。

入力を始める前に記帳のルールを決めましょう。

決めたルールは途中で変えないこと。

でないと、帳簿がめっちゃめっちゃになって確定申告の時に苦労します。

私が記帳指導税理士と決めたルールは、

外食代は「福利厚生費」や「会議費」を使わないで「接待交際費」にする。

クレジットカード払いの事務用品は、カードの引き落とし日じゃなくて使った日を支払日にすること。

家計の光熱費・通信費を経費にするのは請求書の3分の1の金額。

ちなみに、お金の使い道を分類するための「勘定科目」は業種によって違うので、自分で作ってもかまいません。

私は仕事柄、資料にする本や雑誌、仕事で使う文房具をたくさん買うので、わかりやすくするために「新聞図書費」と「事務用品費」を作りました。

この2つは、会計ソフト『やよいの青色申告』の初期設定にない勘定科目ですが、「勘定科目設定」画面で簡単に作れました。

7 大雑把(?)な青色申告

モト先生は
ふうかさんの帳簿に必要なところだけ
会計ソフトの操作を教えてくださいました

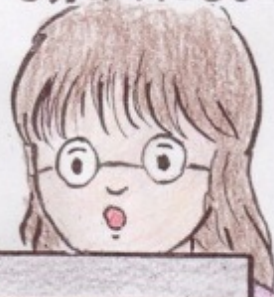


意外と簡単です

適当でいいですよ



通信費の按分は
3分の1にしますか?



それも適当で



クレジットカード払いで
買ったものは現金扱い?



税務署は青色申告者から
たくさん税金をとれると
思ってません
だから常識の範囲で
自分でルールを
決めていいんですよ



コラム：家で使てるもんも経費にできるんやで

青色申告者には、**帳簿と領収書を7年間保管する義務**があります。

きちんと帳簿をつけて領収書も保管しているから、最高65万円の控除があるんです。

お祝い金や切符代など、レシートがないものは、メモ書きするか出金伝票（スーパーや文具店で売ってます）を作って、「確かに払いましたよ」という証拠を残しておきましょう。

事業で使ったもので全額経費にできるものは

消耗品費（10万未満の什器備品、文房具、パソコン用品、その他の消耗品）

減価償却費（10万以上の什器備品）

修繕費（パソコン等機材の修理代、保守契約料）

接待交際費（取引先担当者の飲食代、取引先へのお中元お歳暮などの贈答品代、仕事上のつき合いの冠婚葬祭の包金）

会議費（打合せに使った喫茶店代）

新聞図書費（仕事に必要となる情報や資料代、技能・知識・研修などセミナー受講料、新聞や雑誌の定期購読料、雑誌、書籍代）

交通費（タクシー代や電車賃など）

次は**日常的な支出の中で、事業で使った分であれば経費にできるもの**。

家賃（家賃、家賃更新料、火災保険料、住宅ローンの支払利息など）

水道光熱費（電気代、ガス代、水道代、灯油代など）

通信費（電話料、携帯電話料、ネット接続費など）

車両費（ガソリン代、駐車場代、修理費、自動車保険料、減価償却費など）

これらは、**按分計算**（家で使うものを事業用と家事用に分ける計算）して事業分の経費の金額を決めますが、**実際に払った金額の3分の1から半分の金額が「常識的な範囲」と**言われています。

ただし、一貫性を持たせてくださいね。

税金は、**経費にできるものとできないものがあります**。

経費にできるものは、収入印紙(印紙税)、固定資産税、自動車税、事業税、

経費にならないものは、所得税や住民税。

これらは収入から経費を引いた所得にかかる税金だから経費にならないんです。

国税の加算税や延滞税、地方税の加算金、延滞金などの罰金も経費に計上できません。
交通違反の罰金や反則金なんかも経費にできませんよ。

ペナルティとして支払うものですから。

健康保険料や国民年金は経費にできないけれど、トータルの収入から所得控除はできます。

詳しいことは税務署に問い合わせてくださいね。

コラム： なんだかようわからん「事業主借」と「事業主貸」

青色申告記帳指導で、一番とまどったのが「事業主借・事業主貸」。

私の帳簿は、事業用普通預金口座から現金を出して経費を払う形でした。

売上が入金されていないのに、どんどん現金を引き出すと、残高が減ってきて最後にはゼロになります。

お金がないと事業ができませんから、自分のプライベートのお金を、事業用の口座に入れて使っていくことになります。

また、売上が入金された時に、プライベートのお金から、事業のために出したお金を戻してもらったりすることもあります。

個人事業では、事業のためのお金と生活費を一緒にしてしまうことが多いんです。

訳が分からなくなって、帳簿がぐちゃぐちゃになってきてしまうので、本当は事業用と生活用に口座を分ける方が、わかりやすいんです。

「プライベートの自分」と「事業主としての自分（お店）」を、別人みたいに考えると、プライベートと事業とが、しっかり区別できます。

自分のお金を事業のために使った時は、自分がお店(事業主としての自分)にお金を貸した形にするのです。

逆に、お店（事業用）のお金を生活費に使ってしまった時は、お金を借りた形にしてやります。

その取引を記帳するための勘定科目が「事業主貸・事業主借」。

例えば、晩御飯のおかず（プライベート）を事業用の現金で買う場合。

お店（事業用）のお金を、自分（事業主）に「貸し」てあげたので、使った金額を「事業主貸」に。

事業主が自分のお金をお店（事業）の口座に入金して、一時的に事業のお金を補充してやる場合は、お店（事業）が自分（事業主）から、お金を「借り」たことになるから「事業主借」に。

最初のうちは混乱しますが、さっきのポイント「プライベートの自分とお店（事業する自分）が別々だよ」って意識すれば、すぐに慣れますよ！

コラム： クレジットカード払い、どないしよう？

通信費などをクレジットカード払いしてる人が多いと思いますが、これはカード引き落とし口座が事業用口座か、そうでないかで記帳の仕方が違います。

例えば、引き落とし口座が事業用口座で10000円の通信費がクレジット引き落としだったら、この10000円は「通信費」。

引き落とされた分だけ事業用資金も減ったと記録をします。

ところが、事業用以外の口座で引き落とされると、一度引き落としのあった口座のお金を借りた形になるので「事業主借」になります。

ややこしいですね。

ほんとは、お店で起こったお金の絡む出来事を、「仕訳」というテクニックを使って変換して、帳簿に記録するんですが。

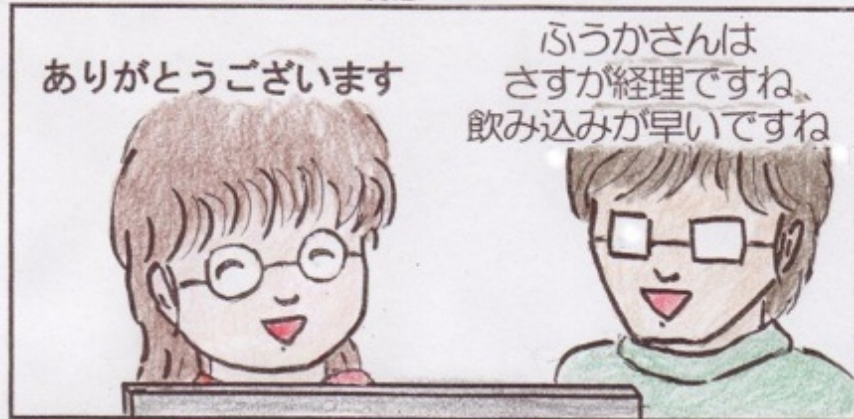
今は、会計ソフトに家計簿みたいに入れていけば、会計ソフトが勝手に変換してくれるから大丈夫！

会計ソフト「わくわく青色申告2（7980円）」を作っている株式会社ピクシスの[『仕訳&勘定科目辞書』](#)も便利。

仕訳に興味がある人は、簿記（帳簿に記録する方法）の勉強がお勧め。

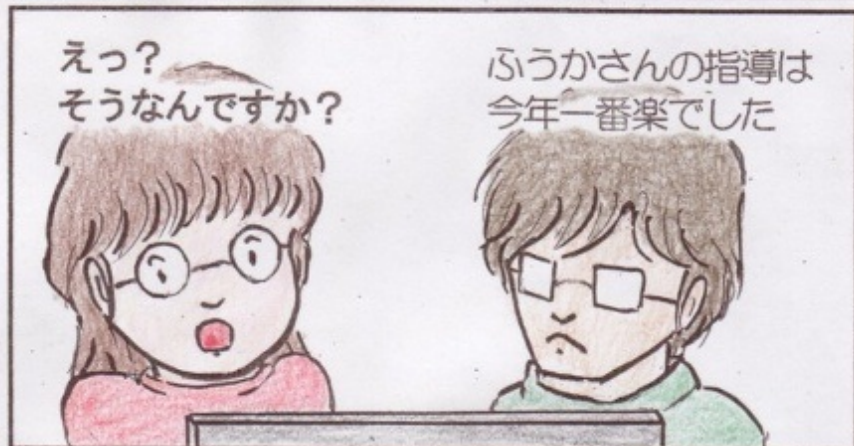
でも、簿記の試験と違って、実務の仕訳方法は個人の事情によって違うし、いろんなやり方があるから、わからないことがあったら税務署に聞く方が早いです。

8 モト先生の溜息



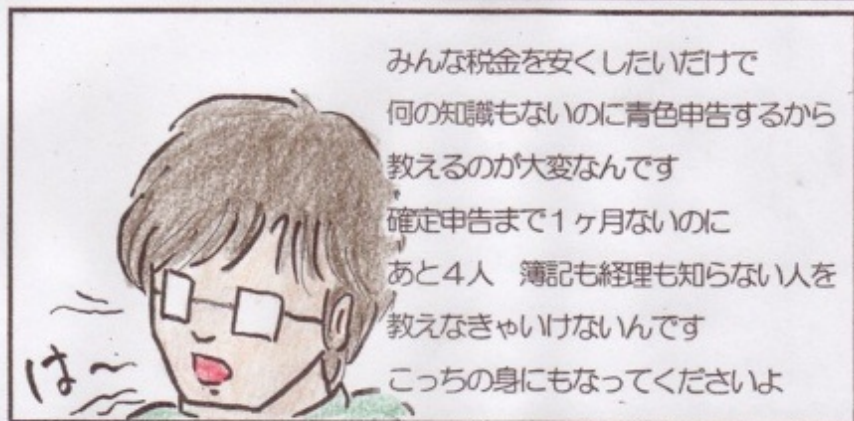
ありがとうございます

ふうかさんは
さすが経理ですね。
飲み込みが早いですね



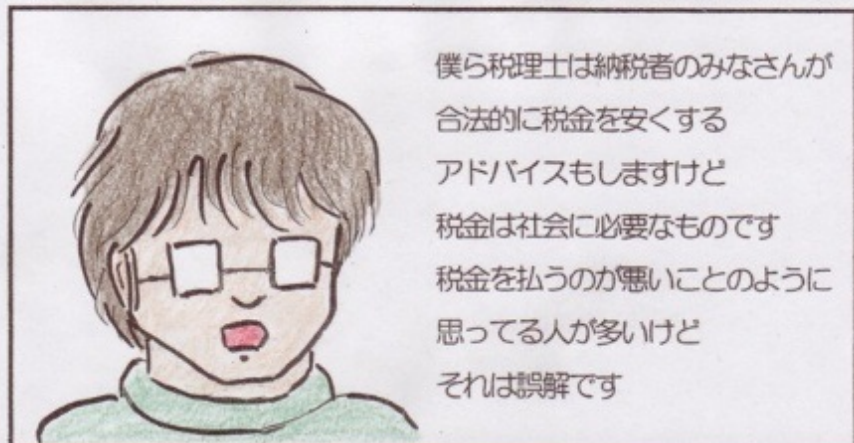
えっ?
そうなんですか?

ふうかさんの指導は
今年一番楽でした



みんな税金を安くしたいだけで
何の知識もないのに青色申告するから
教えるのが大変なんです
確定申告まで1ヶ月ないのに
あと4人 簿記も経理も知らない人を
教えなきゃいけないんです
こっちの身にもなってくださいよ

は〜



僕ら税理士は納税者のみなさんが
合法的に税金を安くする
アドバイスもしますが
税金は社会に必要なものです
税金を払うのが悪いことのように
思ってる人が多いけど
それは誤解です

コラム： 機械の耐用年数って何年や？

仕事のために必要な資産…建物、建物附属設備、機械装置、器具備品、車両運搬具などは、時間がたつと古くなって価値がなくなっていきます。

そこで決算の時に価値が減った分だけ「減価償却」します。

「定額法」と「定率法」、2通りの計算方法がありますが、「定率法」で計算したい時は事前に届け出が必要なので「定額法」が一般的です。

例えば、36万円のパソコン（耐用年数=法律で決められた配分期間4年）を、定額法で計算すると、

$$360,000 \times 0.25 \text{（耐用年数4年の償却率）} = 90,000 \text{円}$$

毎年90,000円ずつ価値が減っているとみなすわけです。

$$\text{翌年のパソコンの価値は} 360,000 \text{円} - 90,000 \text{円} = 270,000 \text{円}$$

この価値の減った分は「減価償却費」という経費とすることができます。

これを毎年毎年繰り返すと4年後には価値が0となりますが、ここで捨てなくちゃいけないというわけではなく、使っていただいてももちろんOK！

ただし減価償却という作業をしなくなるので、その分経費が少なくなります。

減価償却一覧表は [『税データベース耐用年数辞書』](#) をご参考に。

コラム： 減価償却には青色申告だけのお得があるんやで

私たち青色申告者は減価償却の時も楽でお得なんです。

青色申告の私たちも白色申告の人も、一年以内に使いなくなってしまうものと10万円未満の機械や備品は減価償却しなくていいんです。

10万円以上20万円未満の備品は、価格を3等分して3年分で減価償却。備品の種類とか耐用年数は全然関係なしなので計算が楽です。

20万円以上の備品は耐用年数に合わせて定額法で減価償却します。

でも、私たち青色申告者は、平成18年4月1日から平成24年3月31日までに買った10万円以上で30万円未満の工具や機械や備品は一括で経費にできます。（合計額は年間300万以内）

経費が増えれば、所得金額は減りますから、これはすごい特典です。

例えば、白色申告者が28万のパソコン買うと、何年もかけて少しずつ経費にしていくことしかできません。

でも、青色申告者の私たちは、28万を一気に経費にできるんです。

ただし、30万を一括で経費にするのと、10万以上20万円未満の備品を3年で均等に償却するのは、どちらかしか選べないから気をつけてくださいね。

コラム： 売上踏み倒される前にやっつくこと

青色申告では「貸倒引当金」を経費にできます。

まだもらっていない売上代金（「売掛金」といいます）は、相手から近々払ってもらえるはずなのですが、まれに相手が倒産したりしてもらえなくなってしまうことがあります。

このもらえなくなるかもしれない売掛金を「貸倒引当金」と呼びます。

まだ実際にもらえなくなってしまったわけではないけど、この貸倒引当金の分も経費にすることができます。

ただし全部というわけにはいかなくて、業種によって上限があります。

金額は売掛金の期末残高の5.5%。

例えば、期末（決算時）に10万の売掛金に5.5%の貸倒引当金を設定すると

$$10,0000円 \times 5.5\% = 5,500円$$

この金額が経費にできるわけです。

事業をしていると何が起こるかわかりません。

最悪の状態に備えることも大事です。

コラム： 年越しする時、お金と商品どないしよう？

決算する時に、年をまたいでしまう家賃や通信費、光熱費などは、「前払費用」と「未払費用」勘定を使います。

会計ソフトのヘルプに使い方が載ってるので、簿記がわからない人でも大丈夫。

「前払費用」や「未払費用」は、「今年の収入と費用はお金が動いていなくても、その年の分として記録しましょう」というものです。

例えば、「今年の1月分の家賃を去年の12月に払った」場合は「前払費用」。

「今年払う去年12月分の通信費」は「未払費用」です。

「不安だな」と思ったら、お近くの税務署や納税協会などに聞くと詳しく教えてくれますよ。

ところで、ネットショップなどの小売業をしている人は、「商品の在庫」をお持ちの人が多いいんじゃないでしょうか？

そうになると、決算の時は「棚卸し」をしなければいけません。

棚卸高（棚卸した商品の価値）は、年末に残っていた商品の数に、年末の一番近い時期に仕入れた商品の値段をかけて計算します。

この作業は、去年いくら商品が売れたのか知って、残っている商品を今年のお店の資産として繰り越すために必要です。

例えば、去年100,000円分の商品を仕入れて、20,000円分の商品が年末に残りました。

売れたのは100,000円－20,000円＝80,000円分。

結局80,000円の仕入代金（売上原価）がかかったので、この金額を経費にします。

翌年になると、去年の在庫20,000円があるところに、また100,000円仕入れます。

年末になると30,000円商品が残りました。

この場合 20,000円＋100,000円(今年持ってた商品の金額)

－30,000円（売れ残り商品の金額）＝90,000円(売上原価) となるわけです。

今年の仕入金額が、そのまま経費になるわけじゃないから、注意してくださいね！

売上原価は、期末在庫を入力すれば自動的に計算されるけれど、そのしくみは知っておいた方がいいです。

売上原価がわかると、自分の事業の本当の利益が把握しやすいからです。

売上に対して、売上原価が高いと利益が少なく、売上原価が低いと利益が多いと考えてください。

コラム： 決算前にせなあかんこと

決算書を作る前に、今まで入力した内容にミスがないか確認しましょう。
そのために「残高試算表」を作ります。

残高試算表は、勘定科目ごとに記録した帳簿（総勘定元帳といいます）の残高を勘定科目ごとに集計したもので、売上高（収益）や経費（費用）、現金や普通預金や売掛金、土地や備品や車両などの資産の状態、買掛金や未払金や借入金などの負債の状態を把握するために作ります。

期間は1月1日から12月31日。

会計ソフトの「残高試算表作成」ボタンをクリックしたら、機械が自動的に計算してくれるので便利です。

残高試算表のチェックのポイントは

「資産」の合計と「負債」・「資本（元入金）」・「所得（儲け）」の合計が同じ金額かどうか。

損益計算書欄の「収益」の合計と「費用＋所得（儲け）」が同じ金額かどうか。

そして最後に貸借対照表と損益計算書の「所得」の金額が同じだったらばっちりOK！

めったにないことですが、もし違っていたら、どこかで入力ミスしているということになります。

人間のやることだから記帳にはミスがつきものです。

試算表を作らずに決算すると、後で間違いを訂正するのが大変なんです。

ボタン一つでできるので、必ず残高試算表を作りましょう。

確認が終わったら、「決算書作成ボタン」を押して決算書を印刷しましょうね。

9 ネットショップオーナーくもいさんの油断

おっ！
コーヒー豆
また売れたやん



一方、くもいさんは…



まあ、税金安うなる
青色申告してるし
今年の確定申告は
楽勝やね



うわああああっ！
なんもやってへんっ！

確定申告期限まであと1週間…
期限を過ぎれば罰金です

くもいさん大ピンチ！帳簿がわからない！！

ふうかさんがくもいさんの家に行くと、くもいさんは散らかった部屋の中で泣いてました。

「どうしよう。もう確定申告締め切りなのに、何もやってへんねん」

テーブルの上には領収書が山積みです。

「私、青色申告したけど、よう考えたら、簿記も帳簿もわからへんねん」

「記帳指導は受けなかったの？」

「子供らの保育園の行事でバタバタしてたし、そんな余裕なかったわ」

ふうかさんは領収書の山を勘定科目別に分けて、それぞれの束に勘定科目の名前をメモに書いて、ホッチキスで留めました。

「開業してから売上はどのぐらい？」

「コーヒー豆が、送料込みで4,500円売れただけ」

「それ、確定申告的にラッキーやったかも。売上原価の計算が面倒になるんよ」

「売上原価って何？」

経理のふうかさんの言葉に、くもいさんの表情がこわばりました。

「売上原価って、仕入れた商品の金額。大丈夫。今回の確定申告は簡単やわ」

ふうかさんは笑顔で言いました。

「コーヒー豆はどのぐらい仕入れてる？」

「5,000円分買って、3,000円売れた。売上は送料込みで4,500円」

「つまり、仕入額は5,000円。売上原価3,000円、期末商品が2,000円ね。会計ソフトは持ってる？」

「うん。ふうかさんと同じ『やよいの青色申告』買った」

ふうかさんは、くもいさんのパソコンを立ち上げて、モト先生に教えられた通りに事業所設定と元入金設定をして、仕入と売上の金額を入力しました。

「レシートはメモに書いた通りの勘定科目で、現金出納帳画面から入力して。光熱費とか通信費とかは額面の3分の1。間違っても大丈夫だから。そして、決算書を印刷して、レシートと一

緒に持って行って、確定申告会場で税務署員に泣きつく」

「税務署員に泣きつく？」

「税務署の人は「税金のことがわかりません」っていうと、すごく親切なのよ。確定申告会場で「教えてください」っていうと、ちゃんと教えてくれるし。確定申告も手伝ってくれる。でも、申告が終わったら記帳指導受けなきゃだめよ」

くもいさんは不安そうな顔をしましたが、ふうかさんは自信満々です。

コラム： 貸借対照表と損益計算書ってなんやねん？

私たち青色申告者は、税金が安くなる代わりに「貸借対照表」と「損益計算書」を税務署に提出しなければいけません。

まあ、会計ソフトの「決算書作成」ボタンをクリックしたら、自動的に決算書が計算されて出てくるから、そんなに心配しなくても大丈夫。

「貸借対照表」は、1年の最後、12月31日付で、その時の資産（一般的にいう財産。現金や預金、商品など）、負債（将来返さなければいけない借金など）、資本（自分の本当の財産）の状態を一覧表にしたもの。

去年の貸借対照表と今年の貸借対照表を比べてみると、どの項目がどんなふうに変ったかがよくわかります。

例えば、仕事で儲けるために仕事用の車を買ったりすると「車両運搬具」という「資産」が増えるし、仕事が儲からなくて仕事に使ってた車を売ったら「車両運搬具」という「資産」が減ります。

去年の貸借対照表と今年の貸借対照表を比べると、「なるほど。去年、仕事用の車を買って、一昨年より営業できたから、売上も上がったんか」とか、「一昨年より取引先減って売上下がったし、従業員も辞めたから、去年、仕事用の車売るはめになったんやな」というようなこともわかります。

「損益計算書」は、白色申告者（青色申告申請届を出してない人）のみなさんが税務署に提出してる「収支内訳書」と似たもので、両方とも1年間の売上とかかった経費の内容と合計を一覧表にしたものです。

ちなみに「収支内訳書」は、1年間の現金の出入りを知るために作るものですが、「**損益計算書**」は**1年間の利益と損失を計算するために作られるもの**で、似てるけど作る目的が違います。

「貸借対照表」は、その時点時点での財産の状態を表し、「損益計算書」には、その年の儲けと、その儲けを得るために、どれだけの売上と経費がかかったのかが示されます。

儲ければ財産が増えますし、赤字になれば財産が減ります。

つまり貸借対照表は「結果」を表し、損益計算書はその結果が出た「理由」を表します。

事業はずーっと続けていくつもりでやってるわけですから、どっちな片方だけじゃダメなんですね。

コラム： 決算も確定申告もめっちゃ簡単やで

会計ソフトによって操作方法は違いますが、決算前の計算が終わったら、「決算書」を印刷します。

ボタン一つで決算書が出てくるから、やっぱり手書きより会計ソフトの方が簡単ですね。

決算書ができたら、今度は確定申告。

「国税庁」サイトの「確定申告コーナー」のページを開いて、今年の利益とかかった費用を入力します。

このサイトは、自動的に確定申告書を計算してくれるから楽です。

不安になった時は、これを参考にしてください。

[平成23年分所得税改正](#)

[確定申告などの様式・手引き 平成23年度分](#)

確定申告書を印刷して郵送してもいいんですが、電子申告の方が還付金の振込が早いですし、1度だけですが5,000円の控除があります。

電子申告には専用リーダと住基カード、電子証明書の申請が必要。

リーダが3,000円、住基カードの発行手数料が500円だから、実質1,500円しか得にならないんじゃないかなあ……と思う人も多いでしょうけど。

でも、この電子証明書を使ってできる手続きは、平成23年7月31日現在94,66件。

電子申告や社会保険手続きが24時間申請できるし、不動産登記事項証明書や特許出願料が安くなったり、輸入輸出申告や自動車の新車登録手続きが一度に申請できたり。

電子申告のこと、考えておいてもいいかもしれません。

10 助けて！ふうかさん

えっ？

どうしたん？



お願い助けて！！



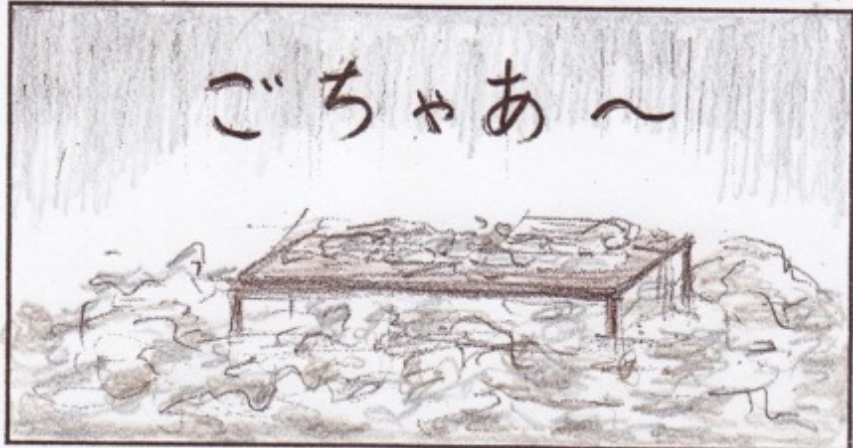
なんなのかしら？
とりあえず
くもいさんちにいこう



なにこれえ！



ごちゃあ〜



ストーリーでは、くもいさんの決算は大赤字でしたが、ここでは「もし、くもいさんが儲けていた？」の想定で、青色申告特別控除のメリットを最大に生かした決算書を作りました。
確定申告書と合わせてご覧ください。

平成 22 年分所得税青色申告決算書 (一般用)

住所	大阪市北区中崎〇-〇-〇	フリガナ氏名	クモイ 花子	事務所所在地	
事業所所在地	大阪市北区中崎〇-〇-〇	電話番号	(自宅) 06-0000-0000 (事業所) 06-0000-0000	氏名(名称)	
業種名	販売業	届号	COCORO	電話番号	

平成 23年 3月 14日

損 益 計 算 書 (自 1月 1日 至 12月 31日)

提出用	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
売上原価	売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①	2400000	消耗品費 ⑦	53000	貸倒引当金 ⑭	0
	期首商品(製品) ②	0	減価償却費 ⑧	50000	その他繰戻等 ⑮	0
	仕入金額(製品) ③	1400000	福利厚生費 ⑨	0	計 ⑯	0
	小計(②+③) ④	1400000	給料賃金 ⑩	0	専従者給与 ⑰	0
	期末商品(製品) ⑤	200000	外注工賃 ⑪	0	貸倒引当金 ⑱	5500
	差引原価(④-⑤) ⑥	1200000	利子割引引 ⑫	0	その他繰戻等 ⑲	0
経費	差引金額(①-⑥) ⑦	1200000	地代家賃 ⑬	80000	計 ⑳	5500
	租税公課 ⑧	3000	貸倒金 ⑳	0	青色申告特別控除前の所得金額 (⑭+⑮-⑯)	770000
	荷造運賃 ⑨	25000	事務用品費 ㉑	24000	青色申告特別控除額 ㉒	650000
	水道光熱費 ⑩	30000	新聞図書費 ㉒	15000	所得金額 (㉑-㉒)	120000
	旅費交通費 ⑪	18000	その他経費 ㉓	10000	●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。この数字が確定申告に使われます。	
	通信費 ⑫	40000	雑費 ㉔	1500	●下の欄には、書かないでください。	
	広告宣伝費 ⑬	35000	計 ㉕	424500	⑳	
	接待交際費 ⑭	30000	差引金額(⑦-⑭)	775500	㉑	
	損害保険料 ⑮	0			㉒	
	修繕費 ⑯	10000			㉓	

経費には家で使った光熱費や事務用品、本代なども含まれています。
会計ソフト「やよいの青色申告11」で作成しました。

平成 22 年分

フリガナ 氏名 花子 雲居

会計ソフト「やよいの青色申告II」で作成しました。
 氏名や数字は架空のものです。

提出用

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

月	売上(収入)金額	仕入金額
1	0円	0円
2	0	0
3	0	0
4	0	0
5	0	0
6	0	0
7	0	0
8	0	0
9	0	500,000
10	500,000	400,000
11	1,700,000	300,000
12	200,000	200,000
家事消費等	0	
雑収入	0	
計	2,400,000	1,400,000

9月に開業なので、それ以前の仕入売上はありません。

○給料賃金の内訳

氏名	年齢	従事月数	支給額			源泉徴収税額
			給料賃金	賞与	合計	
			円	円	円	円
その他(人分)						
計						

○専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢	従事月数	支給額			源泉徴収税額
				給料	賞与	合計	
				円	円	円	円
計							

○貸倒引当金繰入額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでください。)

	金額
個別評価による本年分繰入額 (個別評価による貸倒引当金に相当する期間中の企業の状態を基にしてください。)	①
一括評価による本年分繰入額 (年末における一括評価による貸倒引当金の繰入れの対象となる貸倒引当金の合計額)	②
本年分繰入限度額 (②×3.5% (金融業は3.3%))	③
本年分繰入額	④ 5,500
本年分の貸倒引当金繰入額 (①+④)	⑤ 5,500

○青色申告特別控除額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。)

	金額
本年分の不動産所得の金額 (青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	⑥ (赤字のときは0) 0円
青色申告特別控除前の所得金額 (1ページの「損益計算書」の所得の金額を書いてください。)	⑦ (赤字のときは0) 770,000
65万円の青色申告特別控除を受ける場合	⑧ 65万円と⑥のいずれか少ない方の金額 (不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。)
上記以外の場合	⑨ 10万円と⑥のいずれか少ない方の金額 (不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。)
青色申告特別控除額	⑩ 650,000
青色申告特別控除額	⑪ (10万円-⑧)とのいずれか少ない方の金額

(注) 貸倒引当金、専従者給与や3ページの割増(特別)償却以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

○減価償却費の計算 減価償却は資産の種類や金額によって償却方法が変わります。不明な点は税理士が税務署にお問い合わせください。

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	③ 償却率 又は 法定償却 率	④ 本年中 の償却 期間	⑤ 本年分の 普通償却費 (③×④×⑥)	⑥ 割増(特別) 償却費	⑦ 本年分の 償却費合計 (⑤+⑥)	⑧ 事業専 用割合	⑨ 本年分の必要 経費算入額 (⑦×⑧)	⑩ 未償却残高 (期末残高)	摘 要
パソコン	1.00	年月 22・9	150,000円 ()	150,000円	即時	年		12	50,000円	0円	50,000円	100.00%	50,000円	100,000円	措置法第28条の2
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
計									50,000	0	50,000		50,000	100,000	

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ③欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○利子割引料の内訳 (金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額 円	本年中の 利子割引料 円	左のうち必要 経費算入額 円

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額 円	左のうち必要 経費算入額 円	源泉徴収税額 円

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等 円	左の賃借料のうち 必要経費算入額 円
大阪市北区堂山町〇-〇-〇 株式会社〇〇	自宅兼事務所	賃 240,000 賃	80,000

○本年中における特殊事情

平成22年9月開業

- 3 - 会計ソフト「やよいの青色申告11」で作成しました。
会社名や数字は架空のものです。

11 ふうかさんの秘策

ふうかさん
自信たっぷりやったけど



私の言うように
やれば大丈夫よ



確定申告会場



確定申告会場



なんや
青色申告なんて
たいしたこと
ないやんか
楽勝やで



くもいさんは確定申告会場にやってきました。

申告会場はたくさんの方が並んでいます。

みんな険しい顔つきをしてるし。

やっぱり確定申告ってこわいなあ……。

ふうかさんに教わったとおり、確定申告相談コーナーに行きました。

確定申告相談コーナーにいたのは、年配の眼鏡をかけた女の人。

「あのう。青色申告申請したんですけど、決算書の書き方がわかんなくて」

「青色申告初めてですか。難しいですからね。なんでも聞いてください」

眼鏡の女性は税理士さんでした。

くもいさんは税理士さんに、持ってきたレシートを見せながらわからなかったところを聞くと、税理士さんは丁寧に教えてくれます。

「あら、決算書にないけど、パソコンの9万円の領収書、消耗品費で落とせますね」

決算書に消耗品費の金額が追加になりました。

税理士さんは決算書と、くもいさんがネットで作った確定申告書を訂正して、「これで確定申告できますよ。わからないことは、いつでも納税協会に相談してください」と言いました。

神様みたいやわあ……と、くもいさんは思いました。

そして、確定申告コーナーで係員にデータ入力してもらって、確定申告は無事に終了。

帰り道、「へへへ。青色申告ってたいしたことないやんか」と笑うくもいさんでした。

住所や数字は架空のものです。

ネットショップの売上240万、漁獲の給与10万1320円の収入があっても、所得税は4800円なのです。

青色

FA0026

大連 税務署長
23年3月15日

平成22年分の所得税の確定申告書B

第一表

(平成二十二年分以降用)

住所 〒530-0016 大阪府大阪市北区中崎0-0-0	フリガナ クモイ ハナコ	氏名 雲居 花子	性別 女	職業 販売業	屋号・雅号 COCORO	官等主の氏名 雲居 太郎	世帯主との続柄 夫
平成23年1月1日現在の住所 同上	生年月日 3 44 04 01	電話番号 06-0000-0000	特異の表示	番号	翌年以降送付不要		

種類 特異の表示 番号

収入金額等	
事業等	770000
農業	
不動産	
利子	
配当	
給与	1051320
雑	
短期	
長期	
一時	
所得金額	
事業等	120000
農業	
不動産	
利子	
配当	
給与	401320
雑	
総合課税・一時	
合計	521320
所得から差し引かれる金額	
雑損控除	
医療費控除	
社会保険料控除	5711
小規模企業共済等掛金控除	
生命保険料控除	37998
地震保険料控除	
寄附金控除	
寡婦・寡夫控除	0000
勤労学生・障害者控除	0000
配偶者控除	0000
配偶者特別控除	0000
扶養控除	0000
基礎控除	380000
合計	423709

課税される所得金額	97000
上の②に対する税額	4850
配当控除	
区分	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	
政党等寄附金特別控除	
住宅新築増改築特別控除	
区分	
電子証明書等特別控除	
差引所得税額	4850
災害減免額、外国税額控除	
源泉徴収税額	0
申告納税額	4800
予定納税額	
第3期分納める税金の税額	4800
選付される税金	
その他の	
配偶者の合計所得金額	
専従者給与(控除額)の合計額	
青色申告特別控除額	650000
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	
未納付の源泉徴収税額	
本年分で差し引く繰越損失額	
平均課税対象金額	
変動・臨時所得金額	
区分	
延納届出額	000

運受付される税金の場所	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所
郵便局名等	預金種類	普通 当座 納付準備 貯蓄
口座番号	記号番号	

税理士 署名押印 (印) 電話番号

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

整理欄	区分	3	4
	異動		
	管理		
	番号		

決算書の数字です。

国税庁HP (2012:01:22:20:50:11.73)

雲居さんは開業時、夫の扶養家族でした。漁獲の雇用保険の金額です。

どーしても記帳が嫌っ！ でも大丈夫

「簿記も帳簿もわからないし、やりたくないっ！」って人が多いも思います。

大丈夫、面倒な記帳は他人に任せて、会費は経費で落としましょう。

1 「青色申告会」

青色申告者で組織された納税者団体で全国に3000会以上あります。

活動は記帳代行のほかに、各種共済制度や 青年部・女性部などの親睦会。融資制度の斡旋。労働保険事務の代行。

会計ソフト「ブルーリターンA」の販売など。

青色申告会ごとに会費やサービス内容が違うので、まずはお近くの青色申告会にお問い合わせください。

2 「納税協会」 <http://www.nouzeikyokai.or.jp/>

近畿2府4県に83団体。税の相談、各種講演会、経営解説書の出版など税に関する事業を展開。

従業員数と年商で会費が違うのでお問い合わせください。

3 「商工会」 <http://www.shokokai.or.jp/>

商工会は全国の町村部に1747ある団体。

6ヶ月以上地域で事業をしていることが加入の条件。記帳代行や労務保険の事務代行。共済・年金・保険制度。パソコン研修などの各種講習会や各種検定、100万会員ネットワークなどの事業を展開。

会費は商工会によって違いますのでお問い合わせを。

商工会のない地域もありますのでご注意ください。

12 税務署からのお知らせ

執筆の仕事が
赤字だったから
とられてた税金が
全部返ってきた



やっぱり好きな仕事で
お金がもらえるのは
すごくうれしい
今年はずっとがんばろう



去年赤字やったから
派遣の仕事の源泉返ってきた
課税所得減ったし
これで住民税も国保も保育料も
今年からもっと安くなる



今まで税金とられっぱなしの
人生やったけど
これからの私はちがうでえ



税金が安くなったあ！

確定申告して1ヵ月後、ふうかさんの家に税務署から「還付金のお知らせ」が届きました。事務の仕事とライターの原稿料を合わせると、パート主婦の壁「103万円」を越えているんですが。経費が原稿料より多かったので、課税所得が103万を下回ったのです。

事務の仕事で天引きされた源泉徴収と、原稿料から引かれた源泉徴収の所得税が返ってきて、住民税もタダになりました。

でも、これでいいのかな。
なんだかわからないけど、ふうかさんは素直に喜べません。

くもいさんの家にも「還付金のお知らせ」が届きました。

「やったあ！還付金ゲット！これで国保も保育料も住民税も下がる！」

くもいさんは大喜び。
派遣で働いていた給料は103万を超えてたんですが、ネットショップの売上は4,500円。
経費は22万円。
大赤字です。

課税所得＝総収入－経費－所得控除

国民健康保険料や住民税、保育料や公営住宅の家賃は、課税所得で決められています。
課税所得が下がったので、派遣の源泉所得税が戻ってきて、その上、今年から国民健康保険料や住民税、子供たちの保育料も安くなります。

にやりと笑うくもいさん。

確定申告は終わったけど……

確定申告が終わって、ふうかさんはくもいさんの家に遊びに行きました。

「くもいさん。確定申告、うまく行ってよかったね」

「へへへ。ふうかさんのおかげで、派遣で取られた所得税戻ったし、すごい赤字やから、今年から国民健保も保育料も住民税も安くなるわ」

うれしそうなくもいさん。

でも、ふうかさんは浮かない顔。

「そやけど、売上3万で経費が24万なのは、ちょっと情けなかったな。私」

「なんで？ 最初やし、そんなもんとちゃうん」

ふうかさんはテーブルの前で溜息をつきました。

「2人とも9月に開業して12月が決算やから。正味仕事できる期間4ヶ月やったし、しょうがないのかもしれへんけど。もうちょっとなんとかならんかったんかなあ」

「そうかあ？」

ふうかさんは暗い表情で言いました。

「たった3万の売上のために、時間かけて、パソコンのインク代使って、通信費使って電気代使って家賃払って……何やってるんやろ。商売という意味では失敗やったわ。経費かかって赤字で。税金やら国保が安くなっただけで、それでよかったんかな……」

「そりゃ私かて、去年の売上、たった4,500円は、ちょっと情けないなあ」

くもいさんもうつむきました。

二人はしばらく黙っていましたが、やがて、ふうかさんは言いました。

「私、今年は、もっと仕事を増やしてがんばるねん」

「そやけど、どんどん仕事したら儲かりすぎて、税金がっぼりとられるやんか」

「どんどん儲けたって大丈夫やん。そのための65万の青色申告特別控除やんか。今までよりも経費もたくさん落とせるし……売上3万、経費24万が、私の今の実力やったら悔しいよ。もっと儲けたい」

「そこまでやったら、配偶者控除はずれて「主婦」じゃなくなってしまうやん」

ふうかさんの言葉に、くもいさんはあわてました。

「どうせなくなる配偶者控除にこだわって、好きなことでお金が入るのを我慢するの、私は嫌やね。事務の仕事より、執筆の仕事の振り込みの方がうれしかったもん」

「そりゃ、私かて、派遣の給料より、コーヒー豆売れた時の方がうれしかった」

くもいさんは考え込みました。

「私は多少税金払うことになっても、どんどん仕事する。いつかは事務の仕事しなくても、好きなことだけして食べていける人になりたい」

「私かて、スーパーで立ちっぱなしで、試食販売のバイトやってるより、好きなコーヒー豆とか、自分で選んだ雑貨売って暮したいわ」

「よし、がんばろう！」

「そうや。これから儲けるでえ！」

二人は晴れ晴れとした表情で言いました。

「ちょっとでも税金が安くなれば」と青色申告者になった、ふうかさんとくもいさん。

でも、その願いは「いずれは好きなことで食べていく」に変わったようです。

それぞれの夢を追ってがんばる、今後の二人に幸あらんことを……

税金のない世界

2009年、私が『k o t o b a n k（朝日新聞出版・デジタル版知恵蔵）』で、『特定扶養控除』の時事用語解説をした時、大変なことに気づきました。

「これから子育て世代はひどい目にあう」

公立高校の授業料をタダにするために、政府は高校生の年齢にあたる子どもたちがいる家庭の税金を安くしていた「特定扶養控除」の上乗せ部分を廃止したのです。

子ども手当の財源にするために、小さな子どもがいる家庭の税金を安くしていた「年少扶養控除」も廃止しました。

「配偶者控除」や「配偶者特別控除」が廃止されるのも、時間の問題でしょう。

政府にとって「控除を廃止する」のは、「消費税を上げる」よりも簡単なことなんです。

控除が減ると、課税所得が増えて税金が上がります。

実際、平成23年から所得税が増えて、サラリーマンの手取り年収は減っています。平成24年からは住民税も上がります。

そして、課税所得を基準に決められている国民健康保険などの社会保険料、保育料、市営住宅の家賃など、いろいろな行政サービスも値上がりします。

さらに消費税が10%以上になります。

ああ、これから私たちはどうしていけばいいんでしょう。

がんばって稼ぐしかない？

確かにそうなんですけど。

稼ぐだけで追いつくかしら？

値上がりするのは税金だけじゃないですよ。

しかも所得税は「稼げば稼ぐほど増える税金」です。

私は一生懸命稼いでいる主婦をたくさん見てきました。

「税金なんか関係あらへん。こんなに給料安いのに」と嘆く主婦。

「103万円超えたら税金がかかるから」と真剣な顔で働く日数を調整してるパート主婦。

「税金なんて払わへん。バイト掛け持ちしてるん黙ってたらわからへん」と笑う主婦。

……なんか違う気がするなあ。

税金って払ったらいけないの？

もしこの世に税金を払う人が誰もいなかったら……

ケガをしても救急車は来てくれないし。

泥棒に入られても警察は助けてくれないし。

火事になっても消防署は火を消しに来てくれない。

学校も図書館も公園もないし、道路は舗装されてないし。

水道の蛇口をひねっても水が出ないし、ゴミの回収も来てもらえない。

それって、すばらしい世の中かしら？

今の住みやすい世の中のために、ちょっとぐらい税金を払ってもいいかな。

でも、できる限り少ない方がいいな。

それでいて今より稼ぐ。

しかも「好きな仕事」で。

「好きな仕事」と税金と

私は世の中の仕事は4種類あると考えてます。

「好きな仕事」

「嫌いじゃない仕事」

「好きじゃない仕事」

「嫌いな仕事」

の4つ。

私は運よく「嫌いじゃない仕事」をしていますけど。

不況の世の中ですから、生活のために「好きじゃない仕事」や「嫌いな仕事」に就いてる人もたくさんいるでしょう。

そんな人たちは「好きな仕事」をしちゃいけないんでしょうか？

今まで「好きなことを仕事にする」ためには、2つしか方法がありませんでした。

お金を貯めて会社を辞めて、貯金を切り崩しながら好きな仕事をする。

好きなことをできる場所に弟子入りして、技術を磨いて独立すること。

インターネットが普及した今は、3番目の方法があります。

まず、自分ができることから始めて、生活のための仕事もしながら、徐々に好きな仕事をメインにしていく。そして最後には好きな仕事だけで生活すること。

「ああ、副業することね」と思った方もおられるでしょうが、それは違います。

「正業」「副業」という考え方は過去のもの。

定年まで勤められる終身雇用が普通で、その雇われたところからもらう給料だけで生活できた頃の話です。

これからは、普通の人が複数の職業を持つのが当たり前の世の中になるでしょう。

「副業の定義はありません。収入を得ているところが1箇所か複数か、それだけの違いです。我々の仕事は納税者の所得を正確に把握して課税することです。収入を得ているところが複数あるなら、それを全部正確に申告してもらわなければ困ります」

「給与所得のある青色申告者（サラリーマン大家など）が赤字を出すと、税務署は副業で不正な経理処理をしたとみなしてペナルティを与える、という噂は本当ですか？」

私がそう質問をした時に、税務署員は笑いながら答えました。

「一生懸命営業してもダメで、赤字が出るのは仕方ないとしても、ずっと利益が上がらないとか、ずっと同じ利益で営業努力の形跡が見当たらない場合、不正とみなしてペナルティを課すことがあります。決算書を見ればわかることですから」

最近『サラリーマンの節税術』と称して、ネットでの小遣い稼ぎを「事業」として、青色申告を申請して赤字を出して還付金を取り戻す……

そういう本が出ていますけど。

そのやり方って続かないなあ、と思いました。

事業は開業して3年は赤字になることが多いので、税務署も大目にみてくれるかもしれないけど。その後が問題です。

税務署は青色申告の承認を取り消す権限を持ってるんですから。

どうせなら合法的に税金を安くして、きちんと稼いでいく。

「好きな仕事」で。

このお話で「副業」という言葉が一切出てこなかったのは、私は執筆の仕事を「副業」と考えてないからです。

在宅介護を抱えているので時間はかかるけど。

いつかは執筆だけで食べていきたい。

だから本気で営業しているし、年々収入も増えています。

決算書を見ていただくとわかりますが、青色申告者は経費をたくさん落とせるので、給料から自動的に税金を天引きされている給与所得者や、最高65万の青色申告特別控除がない白色申告者に比べて納める税金も少ないんです。

課税所得が少なくなるから、住民税や国民健康保険料、保育料や公営住宅の家賃だって安くなります。

執筆の連載が決った時、妹に「税金が安くなるから」と勧められて、深く考えずに青色申告者になった私ですが。税金が安くなる以外にもいいことがありました。

一つは積極的に自分のためにお金を使えるようになったこと。

前は「このセミナー行きたいけどお金が……」とためらってたけど。

青色申告者になってからは「いいや。経費で落としちゃえ」と、大胆に自己投資ができるようになりました。

もう一つは、決算書の形で「自分の仕事ぶり」がわかるので、お金や時間の使い方を工夫するよ

うになったこと。もっとたくさん「好きな仕事」をしたいですからね。

さらに「信用されること」。

「青色申告者＝開業届を出して本気で仕事している個人事業者」とみなされて、地元の商工会議所や自治体の起業支援施設で経営の勉強をさせてもらえました。

自分の事業のビジョンの立て方、これからの世の中の動き、資金繰りの計算などの経営の基礎を、格安の受講料で専門家から学べたのは本当にラッキーでした。

ちなみに、この話を書いていて自分の税務の知識不足を痛感したので、ファイナンシャルプランナーの勉強をするつもりです。

これからは主婦だって税金や年金、金融や保険の知識を持っておかないと、大事な家族を守っていきませんからね。

一度きりの人生だから、自分の「好きな仕事」をしたいし家族も大切にしたい……

これからの日本は税金がどんどん高くなって、特に子育て世代には厳しい時代になります。そんな世の中でも、私たちは家族を守って生活していかなければ。

主婦だけじゃなくて、サラリーマンやOL、派遣やアルバイトなどで生活している若者のみなさんも、「好きな仕事」で稼ぎながら、青色申告で合法的に税金を安くしませんか？

せっかく税務署が「税金を安くしてあげますよ。方法も教えてあげます」と言ってくれてるんですから。

最後になりましたが、この私の無茶な企画に……「儲からなんだからしゃあないけど、儲かったら分け前くれよ」と苦笑しながら、税法監修を引き受けてくれた高校の同級生、大上敏幸税理士と、「姉ちゃんの仕訳の解説メチャメチャやんか。全部書き直しといたで」と文句を言いつつ助けてくれた、妹の簿記講師の松嶋幸。

この電子書籍を積極的に宣伝して下さったTwitterやmixi、Facebookなどのネット上の友人、そして、最後まで読んで下さったあなたに深く感謝いたします。

ありがとうございました！

2012年1月29日

風花（島村由花）

作者・監修者

風花（ふうか）はコラムニストの島村由花と簿記講師の松嶋幸の共同ペンネーム。
監修者の税理士・大上敏幸さんと島村由花は、大阪府立渋谷高等学校のクラスメートです。

島村由花

1965年生まれ。大手銀行や生命保険に勤務後、結婚。
文藝春秋「04年版ベストエッセイ集」（日本エッセイストクラブ編）に選ばれたコラムニスト。
義母の介護をきっかけに、本格的に執筆業をはじめ。
朝日新聞出版「koto bank（デジタル版知恵蔵）」の時事用語解説をはじめ、多方面で活躍中。

松嶋幸

1969年生まれ。島村由花の実妹。
大手専門学校で簿記講師を務め、そのわかりやすい授業と高い合格率には定評がある。

大上敏幸

1965年生まれ。大上会計事務所代表税理士・ファイナンシャルプランナー。
高校卒業後、独学で税理士試験に合格。
池田青年会議所での活動を経て、今も地域に貢献する情に厚い紳士。
（ストーリーに出てくる体育会系税理士モト先生とは別人です）

主婦にだってできた！税金を安くできる世界一カンタンな方法（平成23年度
確定申告対応版）

<http://p.booklog.jp/book/41171>

著者：風花

著者プロフィール：<http://p.booklog.jp/users/neptune01/profile>

島村由花（この本の4コマ漫画・ストーリー担当）のサイト

[『ventus～風のごとく～』](#)

感想はこちらのコメントへ

<http://p.booklog.jp/book/41171>

ブックログのパブー本棚へ入れる

<http://booklog.jp/puboo/book/41171>

電子書籍プラットフォーム：ブックログのパブー（<http://p.booklog.jp/>）

運営会社：株式会社paperboy&co.